

横浜市技能職団体連絡協議会会則

(名 称)

第1条 本会は横浜市技能職団体連絡協議会と称する。

(構 成)

第2条 本会は横浜市内の技能職団体で、本会の目的に賛同する団体をもって構成する。

(目 的)

第3条 本会は構成団体相互間の円滑なる連絡協調をはかることによって、技能職者の社会的・経済的地位及び技能水準の向上をはかり、もって横浜市の産業振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 技能職者の福祉向上のための各種事業の実施に関する事
- (2) 技能指導の振興に関する事
- (3) 技能職後継者の育成に関する事
- (4) 技能職者に対する伝統技能の保存に関する事
- (5) 技能職団体の親睦に関する事
- (6) 横浜市技能功労者等の表彰への協力に関する事
- (7) 関係行政機関及び関係団体との連絡に関する事
- (8) その他本会の目的達成に必要な事業

(役 員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 3 名 |
| (3) 会計理事 | 1 名 |
| (4) 常任理事 | 若干名 |
| (5) 理 事 | 若干名 |
| (6) 監 事 | 2 名 |

- 2 役員は、本会構成団体の長又は構成団体からの推薦者並びに青年部長をもってこれにあてる。
- 3 会長・副会長・会計理事・常任理事・監事は理事の中から互選し総会にて承認する。
- 4 会長・副会長・会計理事・常任理事・監事の任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員の職務)

- 第6条 会長は、本会を代表し、会務を掌握し、会議を招集し、その議長となる。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
 - 3 会計理事は本会の経理を掌理する。
 - 4 常任理事は常時の会務に参画する。
 - 5 監事は本会の会計・帳票を監査する。

(名誉会長・顧問・相談役・参与)

- 第7条 本会に名誉会長、顧問、相談役並びに参与をおくことができる。
- 2 名誉会長、顧問、相談役並びに参与は関係行政機関の長、又は学識経験者の中から理事会の承認を得て会長が委嘱する。
 - 3 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、会長の要請により会議に参加する。

(会 議)

- 第8条 本会の会議は、総会、常任理事会、理事会、三役会及び部会とし、構成員の過半数の出席によって成立する。

(総 会)

- 第9条 総会は、年1回以上開催し、本会の予算、決算、事業計画、会則の変更及び役員承認等を審議する。
- 2 総会は本会の役員及び各構成団体から推薦された代議員2名をもって構成する。
 - 3 総会に出席できない場合は、委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
 - 4 総会の議事は、出席理事及び代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常任理事会)

第10条 常任理事会は、会長、副会長、会計理事及び常任理事で構成し、必要の都度会長が招集開催する。

- 2 常任理事会は、会長が必要と認めるものを出席させることができる。
- 3 常任理事会は、次の事項を審議し、執行する。
 - (1) 本会常時の会務運営に必要な事項
 - (2) 総会及び理事会において委任された事項
 - (3) その他会長が必要と認めた事項

(理 事 会)

第11条 理事会は役員で構成し、必要の都度開催する。

- 2 理事会は本会の運営に関する基本的事項について審議し、決定する。
- 3 理事会の議決は、第9条4項の規定を準用する。

(三 役 会)

第12条 三役会は、会長、副会長及び会計理事をもって構成し、必要の都度開催する。

- 2 三役会は、会長が必要と認める者を出席させることができる。
- 3 三役会は、会議並びに事業の円滑な運営を期するため、方針の策定、事業の方向性について審議決定する。

(部 会)

第13条 本会は、その事業執行に関し、常任理事会のもとに部会をおくことができる。

- 2 部会の種類、構成及び運営に関する事項は別に定める。

(交 付 金)

第14条 本会は構成団体の事業の促進を援助するため、次の各号の規定に基づき交付金を交付する。

- (1) 交付金は別表1の基準により交付する。
- (2) 交付金は次の事業を実施するために使途する。
 - ア 技術の向上を目的とする作品展示会
 - イ 教養の向上を目的とする講習会・研修会等
 - ウ 福祉増進の為にレクリエーション等
 - エ その他文化振興のため必要と認められる事業

(3) 交付金の使途については毎会計年度末に事業報告書及び収支決算報告書を会長に提出する。

2 交付金は前項2号の目的によらず使途したとき、または3号の規定による報告がなされないとき交付金の一部、または全部を返還されることもある。

(経 費)

第15条 本会の経費は会費・その他の収入をもってこれにあてる。

2 会費は年間会費及び事務経費とし、毎会計年度始めに別表2の基準で徴する。

(会 計 年 度)

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(事 務 局)

第17条 本会の事務局は、横浜市技能文化会館内におき、庶務、会計、その他の事務の処理にあたる。

(委 任)

第18条 本会の運営上必要と認めたときは内規を設けることができる。

付 則

本会則は昭和43年11月8日から施行する。
 本会則は昭和45年7月10日から施行する。
 本会則は昭和46年4月30日から施行する。
 本会則は昭和48年4月1日から施行する。
 本会則は昭和49年4月1日から施行する。
 本会則は昭和49年8月7日から施行する。
 本会則は昭和50年4月1日から施行する。
 本会則は昭和55年6月18日から施行する。
 本会則は昭和57年6月8日から施行する。
 本会則は昭和59年7月4日から施行する。
 本会則は昭和61年7月11日から施行する。
 本会則は平成5年6月18日から施行する。
 本会則は平成17年7月12日から施行する。
 本会則は平成18年7月18日から施行する。
 本会則は平成20年6月17日から施行する。
 本会則は平成21年6月16日から施行する。
 本会則は平成22年6月28日から施行する。
 本会則は平成29年6月21日から施行する。

別表 1

構成団体規模	交付金額
2,001人以上	58,000円
2,000人以下	48,000円
1,000人以下	38,000円
500人以下	33,000円
100人以下	25,000円

別表 2

構成団体規模	年間会費
2,001人以上	45,200円
2,000人以下	36,400円
1,000人以下	33,000円
500人以下	29,500円
100人以下	16,400円
	年間事務経費
構成団体一律	10,000円